

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条第2項の規定に基づく主務大臣等による防除に関する事項に係る告示の一部改正の概要

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行うとともに、国による防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止することを目的とするものである。

法第11条第1項においては、こうした法の目的を達成するため、主務大臣等による特定外来生物の防除を規定しており、同条第2項に基づき、関係都道府県の意見を聴いて、防除の対象、区域、期間、捕獲その他の防除内容等を定め、これを公示するものとされている。

今般、ツマアカスズメバチについて、専門家による議論を通じ、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき知見が得られたため、新たに特定外来生物となる外来生物に追加することとなった。

当該種は、すでに長崎県対馬市における定着実績があり、緊急的な防除を実施する必要があることから、防除の告示について所要の改正を行うものである。

<改正の対象>

環境省告示：1件

2. 改正の内容

・「セイヨウオオマルハナバチ等の防除に関する件」に、ヴェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）を追加する。